

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第3号

令和2年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月13日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和2年3月27日（金）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	長谷川	真也	議員	2番	齋藤	詔治	議員
3番	戸田	馨	議員	4番	飯島	正義	議員
5番	大泉	日出男	議員	6番	吉川	敏幸	議員
7番	増田	等	議員	8番	平野	千穂	議員
9番	佐藤	永子	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月27日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第2号議案 監査委員の選任について
- 日程第10 第3号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	長谷川	真也	議員	2番	齋藤	詔治	議員
3番	戸田	馨	議員	4番	飯島	正義	議員
5番	大泉	日出男	議員	6番	吉川	敏幸	議員
7番	増田	等	議員	8番	平野	千穂	議員
9番	佐藤	永子	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原	恵人
副管理者	鈴木	勝
消防長	戸井田	勉
次長	黒田	信浩
次長	田中	文雄
副参事	小池	稔
予防課長	小川	勝司
指令室長	伊藤	嘉則
松伏消防署長	後藤	祐一

本会議に出席した事務局職員

書記長	大澤	克弥
書記次長	清水	万里
書記	横峯	賢司
書記	松鷹	亮紀

○佐藤永子議長 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎議員の紹介

○佐藤永子議長 本議会前に、吉川市選出議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに当選人がありましたので、ご報告申し上げます。

令和2年2月5日に行われました吉川市議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員にご当選になりました議員をご紹介します。

齋藤詔治議員。

○齋藤詔治議員 よろしくお願ひいたします。

○佐藤永子議長 戸田馨議員。

○戸田 馨議員 おはようございます。前回からの引き続きになりますが、よろしくお願ひいたします。

○佐藤永子議長 飯島正義議員。

○飯島正義議員 飯島です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤永子議長 大泉日出男議員。

○大泉日出男議員 よろしくお願ひいたします。

○佐藤永子議長 吉川敏幸議員。

○吉川敏幸議員 よろしくお願ひします。

○佐藤永子議長 大変ありがとうございました。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○佐藤永子議長 それでは、ただいまの出席議員は全員であります。これより令和2年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○佐藤永子議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○佐藤永子議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎議席の指定

○佐藤永子議長 日程第1、指定第1号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読いたさせます。

○大澤克弥書記長 議長の命により朗読いたします。

2番、齋藤詔治議員、3番、戸田馨議員、4番、飯島正義議員、5番、大泉日出男議員、6番、吉川敏幸議員。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

ここで議席の指定に伴い議席札の交換があるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○佐藤永子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤永子議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

2番 齋藤詔治議員

3番 戸田馨議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○佐藤永子議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○佐藤永子議長 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしまししょうか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 指名推選というお声がありました。

そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしということですので、それでは選挙の方法は指名推選にすることに決定いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

副議長に、齋藤詔治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました齋藤詔治議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、齋藤詔治議員が吉川松伏消防組合議会副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、副議長に就任されました齋藤詔治副議長より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

○2番 齋藤詔治議員 改めまして、おはようございます。

ただいま議長をして吉川松伏消防組合議会副議長にご指名をいただきました齋藤詔治でございます。由緒ある組合でございますので、先輩諸氏にも負けずに市民のため努めさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎諸般の報告

○佐藤永子議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和元年度定例監査及び令和元年12月から令和2年2月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○佐藤永子議長 日程第6、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和2年第1回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、3点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、令和2年度執行体制につきましては、新規採用職員2名、再任用職員1名、吉川市からの派遣職員1名を含め、154名としたところでございます。吉川市と消防組合とにおける人事交流につきましては、令和2年度におきまして

も相互派遣を継続し、さらなる危機管理上の連携強化を図るものでございます。

次に、NBCテロ災害を想定した特殊災害対応訓練についてご報告をさせていただきます。本訓練につきましては、イオンタウン吉川美南店のご協力により、本年3月6日に実際の店舗内にて実施したものでございます。想定につきましては、店舗内において何者かにより化学剤が散布され、多数の傷病者が発生したものと、イオンタウン吉川美南店の従業員の方にも通報者や傷病者役として参加をいただきました。より実際の活動に即した訓練を通しまして、警防部隊の連携活動をはじめ、大規模集客施設における特殊災害発生時の対応強化を図ったものでございます。

なお、お手元に資料を配布させていただきましたので、ご確認いただければと存じます。今後におきましても大規模イベントにおけるテロ災害などをはじめ、多種多様な特殊災害が想定されることから、引き続き多角的な訓練を重ね、災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、平成31年1月から令和元年12月までの火災・救急・救助の出動件数についてご報告をいたします。初めに、火災出動件数につきましては29件の出動で、昨年と比較いたしますと12件の減少となっております。

次に、救急出動件数につきましては、4,203件の出動で、昨年と比較いたしますと135件の減少となっております。また、救急隊における119番入電から現場到着までの平均所要時間は7.4分となっており、昨年の全国平均8.7分に比べますと、1.3分早く現場到着しております。

次に、救助出動件数につきましては、86件の出動で、昨年と比較いたしますと27件の減少となっております。

なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。
以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

- 佐藤永子議長 日程第7、一般質問につきましては、2月27日付にて照会し、3月13日に通告を締め切りましたが、提出がありませんでしたので、一般質問は行わないものとします。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 佐藤永子議長 日程第8、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件につきましては、松伏町消防団の条例に定める定員126人に対しまして、実員数との乖離が生じておりますことから、条例定数を105人に見直しをさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、警防課長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**佐藤永子議長** 次に、小池稔副参事。

○**小池 稔副参事** 改めまして、おはようございます。消防本部副参事兼警防課長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。本案件につきましては、松伏町消防団の定数126人に対しまして、現在の実員数が98名でございまして、条例定数と実員数とで28名の乖離がある状況でございます。また、過去5年間におきましても、20名以上の乖離が続いている状況でありますことから、定数を105人に見直しをさせていただくものでございます。

条例定数の算出根拠でございますが、消防団の人員の総数につきましては、国の消防力の整備指針により「地域の実情に応じて必要な数」と規定されております。近年の本地域におけます消防団業務を円滑に遂行するために必要な人員を、各団の管轄人口などを踏まえ、1ヶ分団当たりの団員数を12名から14名を算出し105名とさせていただいたものでございます。

本見直しの趣旨といたしましては、乖離を解消することもさることながら、現状を踏まえ、より具現的な定員数とさせていただいており、より一層地域ごとの消防団員の確保に努めさせていただくものでございます。近年におけます災害状況などをご理解いただき、志操堅固な市町民の気運が高まり、定数に達する状況となりましたら、直ちに見直しをさせていただく考えでございます。

補足的な事項といたしましては、条例定数を算出根拠としている消防団公務災害補償等共済基金負担金、消防協会負担金に係る予算項目におきましても適正な支出が行えるものとなり、またお手元の資料などをご確認していただければと存じます。

以上で本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○**佐藤永子議長** 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、平野千穂議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、8番、平野千穂議員。

○**8番 平野千穂議員** 改めまして、おはようございます。8番議員の平野千穂です。通告に従いまして、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、4点質疑をいたします。

松伏町消防団の定員数を、現在の126人から105人に改定することについて。1点目は、消防団員

の役割、必要性についてどのようにご認識されているのか。

2点目、近年の情勢など、提案理由についての詳細な説明を求めます。

3点目、消防団員の募集方法をどのように行っていらっしゃるのか。

4点目は、105人とした根拠について、改めまして説明を求めるものです。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小池稔副参事。

○小池 稔副参事 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず、1点目の消防団員の役割、必要性についての認識についてでございますが、消防団は地域密着性、要員動員力、即時対応力という特性を生かし活動する地域防災の要と捉えております。当消防組合管内におきましても、火災をはじめ風水害などの災害発生時は、状況に応じて常備消防と共に災害活動を行っており、災害対応の一翼を担う必要不可欠な存在と考えております。

次に、2点目の近年の情勢など、提案理由についての詳細な説明についてでございますが、消防団事務が平成12年に構成市町から消防組合に事務移管がなされた以降、松伏町消防団につきましては、定数の見直しは行っておらず、先ほどご説明しましたとおり、条例定数と実員数との乖離が継続している状況でありますことから、より適正な定員に見直しをさせていただくものでございます。

次に、3点目の消防団員の募集方法についてでございますが、まつぶし町民まつりでの消防団PR活動、松伏町役場職員及び松伏町商工会会員への消防団募集案内、自治会などの消防訓練時における消防団員の自らによる勧誘活動など募集活動を行い、消防団員の確保に努めているところでございます。

最後に、4点目の105人とした根拠についてでございますが、こちらも重複したご説明となりますが、各分団の管轄人口などを踏まえ、消防団活動を円滑に行える人員を1ヶ分団当たり12名から14名を積算し、指揮監督に当たる正副団長を加えた105名としたものでございます。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対し再質疑ありませんか。

平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 ご説明いただいたように、ここ数年定員数と乖離があるので、この定数を減らすということのご説明でした。しかしながら、ご存じのように近年ご説明にもあったように、風水害等毎年のように起きております。それから、大規模災害も各地で起きています中で、地域防災力の向上というのは、吉川、松伏ともに求められているところであります。個人的には、消防団に必要以上の責任ですとか、任命というものを行うのはいかがなものかという考えも持ってはいるのです。やはりきちんと消防署の職員の中でやっていただくのが第一の任務ではありますけれども、ただ何かあったときには、一番真っ先に駆けつけるのは、やはり消防団でありまして、そういった意味では、地域にしっかりと消防団の方々に何かあった際にはご対応いただけるというものが、地域

の皆さんにとっても安心のお気持ちが強くなるというふうに考えております。

そういった中で、松伏の地域防災力の向上というものと今回のこの定数の改定というものに対して、松伏の町長であります副管理者のほうに改めてお考えを頂きたいと思っております。

○佐藤永子議長 鈴木勝副管理者。

○鈴木 勝副管理者 平野議員から私に向けられた質疑にお答えしたいと思います。

私も学生が終わってから約10年ほど消防団に入っていた経験があります。そのときの指導では、消防車を出すときには、まず4名そろわなければ出すことができません。筒先を持つ人、機械のところにいる人、伝言、水源にいる人、最低でも4名そろわなければ出られないのだということを教えられたものであります。そういう中で、平成21年までは4分団12支部という形で松伏町の消防団は運営されておりました。21年4月からは、これを統廃合して7分団制にしました。私がいた上河原の消防団は田島と合併をしまして、そうなったわけです。そういうことによって、1つの消防団の人数を多くすることによって、出動できる早さを短くした。いわゆる4人そろう時間帯が短くなったということです。出やすくなったということでもあります。そういう中では、定員を126で12分署のままにしておくよりは、7分署にしたのが正解であったというふうに思っております。

それから、もう一つ、この定員数に対して退職金の支払いは、定員数についてずっと支払いをしていくということでもありますので、現実的に今98名ほどですか。そうするとその会員の部分を、ずっと支払いをしていかなければいけないという現実がございます。それに対しては無駄になってしまふ部分がありますので、そこを是正するという意味があります。もし募集の105名以上になってしまえば、条例改正をして定員を上げることは、これは容易にできることでもありますので、今回の定員改正をご理解いただけたらと思っております。

○佐藤永子議長 質疑は同一議題について2回を超えることができませんので、質疑を終わらせていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 討論の発言がありませんので、討論はなしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐藤永子議長 挙手多数であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◇

◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤永子議長 日程第9、第2号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

監査委員の審議に入りますので、地方自治法第117条の規定により、6番、吉川敏幸議員の退場を命じます。

〔6番 吉川敏幸議員退場〕

○佐藤永子議長 提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第2号議案 監査委員の選任についてご説明いたします。

本案につきましては、議会選出の監査委員でありました加藤克明氏の任期満了に伴い、新たに選任する吉川敏幸氏について同意を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○佐藤永子議長 これより質疑に入ります。

当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐藤永子議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、6番、吉川敏幸議員の入場を認めます。

〔6番 吉川敏幸議員入場〕

◇

◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤永子議長 日程第10、第3号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、続きまして第3号議案 公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、現公平委員会委員の野本幸一氏が令和2年3月31日をもって任期満了となり、新たに選任する梅山洋一氏について同意を求めるものでございます。梅山洋一氏につきましては、人格が高潔であり、人事行政に関し高い識見をお持ちの方でございます。よろしく願いをいたします。

○**佐藤永子議長** これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**佐藤永子議長** 異議なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**佐藤永子議長** 挙手全員であります。

よって、第3号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○**佐藤永子議長** 日程第11、第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** 続きまして、第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。

令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を17億865万8,000円とするものでございます。令和元年度当初予算と比較いたしますと2,679万7,000円、約1.5%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、車両更新などの普通建設事業積立金の減によるものでございます。

令和2年度の編成に当たりましては、管内情勢を鑑み、引き続き増隊を見据えた常備消防力の体

制強化を継続するとともに、効果的かつ効率的な研修や訓練体制を構築し、消防組織能力のより一層の向上を図る予算といたしました。また、消防団については、施設や車両、装備等の計画的な更新整備を推進し、地域防災力のさらなる強化を図る予算といたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤永子議長 次に、戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 それでは、第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。

お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算の主な内容につきまして、順次ご説明いたします。恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のうち1行目及び2行目の防火危険物施設管理システム賃貸借事業及び保守点検事業でございますが、令和2年度末にて契約期間が満了となり、予防業務や災害時の支援情報の管理業務を維持するため、継続した契約が必要でありますことから設定させていただくものでございます。

その他事業におきましても、契約期間の満了や契約事務の効率化、コスト削減を図るために債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金15億3,556万5,000円についてでございますが、消防組合同約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は、前年度の地方交付税におけます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市負担金につきましては、負担割合が65.49%の10億564万2,000円、松伏町負担金につきましては、負担割合が34.51%の5億2,992万3,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節非常備消防費負担金の9,287万1,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に係る経費で、吉川市負担金6,140万7,000円、松伏町負担金3,146万4,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出と併せてご説明いたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款1項消防費、1日常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費12億7,521万円につきましては、職員153名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。説明欄下段の少年消防クラブ運営事業45万7,000円につきましては、小学5、6年生のクラブ員、中学生以上の準指導者に対して行う防災教育につきまして、さらなる充実を図るため、全国交流会参加に係る旅費やジュニア防災検定に係る受検負担金、毎月のクラブ活動に関わる経費などを予算計上しております。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。説明欄上段の演習訓練・応援受援事務事業53万

8,000円につきましては、消防応援などに係る費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち新たな費用として、令和2年10月に三郷市消防本部と合同で、埼玉県第4ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施を予定しておりますことから、その設営、準備などに係る費用を予算計上しております。

次に、23ページ、24ページをお開き願います。説明欄上段の通信指令管理事業3,105万1,000円につきましては、吉川中央土地区画事業による町名変更に伴います指令台の改修委託料303万6,000円を含む費用を予算計上しております。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。2目消防施設費、説明欄下段の庁舎等維持管理事業3,460万円につきましては、消防本部を含む吉川署、南分署及び松伏消防署の3つの消防庁舎におけます光熱水費、庁舎設備の維持管理費、修繕料などを予算計上しております。

なお、事業別予算、工事請負費のうち、次の27ページ、28ページ説明欄上段、自動火災報知機複合器交換工事費268万5,000円でございますが、吉川庁舎の消防設備を一括管理する火災受信機におきまして劣化が進み、表示機能に不具合が生じておりますことから、交換費用を予算計上しております。

次に、説明欄上段の車両整備事業に含まれます車両改修料につきましては、令和元年度から令和2年度までの債務負担を設定させていただいております、はしご車のオーバーホール事業3,622万3,000円を予算計上しております。当該車両の改修に係る財源につきましては、消防施設整備基金より2,402万円を繰り入れし、残りを一般財源とするものでございます。

次に、3目非常備消防費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団員給与費3,066万3,000円につきましては、320名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、29ページ、30ページをお開きください。説明欄中段の松伏町消防団員給与費1,356万5,000円につきましても、105名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、31ページ、32ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団車両整備事業1,793万8,000円につきましては、経年劣化が進んでおります第9分団車両を、更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該車両の更新に係る財源構成につきましては、非常備消防施設整備事業債を100%活用するものでございます。

同じく、説明欄下段の松伏町消防団器具置場維持管理事業2,378万1,000円につきましては、建築後37年を経過し、老朽化している第2分団器具置場の新築工事費及び解体工事費並びに器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。また、第2分団器具置場新築・解体工事に係

る財源構成につきましても、非常備消防施設整備事業債を100%活用するものでございます。

次に、説明欄下段の4款1項公債費の1目元金1億4,100万5,000円、2目利子253万9,000円につきましては、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、器具置場新築工事など借り入れた地方債の償還金の予算計上となっております。

以上で令和2年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○佐藤永子議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、平野千穂議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 8番議員、平野千穂です。通告に従いまして、第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算について、歳出の中から5点お尋ねをいたします。

歳出、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、議案書で言いますと13ページ、14ページをお開きください。こちらの中の研修事業766万2,000円について、研修ということですが、コンプライアンスについてお尋ねいたします。近年、法令や社内規則だけではなく、社会的倫理観や道徳観という広範囲の意味でコンプライアンスという言葉が使われております。吉川松伏消防組合としてどのように取り組んでいらっしゃるのか、また職員の方々に対して研修等は実施をされているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、15ページ、16ページ、安全衛生管理事業246万円、消防職員の安全衛生管理に係る事業として、予防接種ですとか健康診断の委託料などが計上されていると理解しております。職員の方のメンタルヘルスの把握や、この向上のお取組についてお尋ねいたします。

同じく16ページにあります表彰事務事業5万4,000円、令和元年度の実績をご説明願います。

続きまして、24ページ、通信指令管理事業3,105万1,000円、通信指令システムの改修事業の内容、先ほど金額としては303万6,000円ということでしたが、どういった内容なのかご説明を求めます。

歳出、3款消防費の1項消防費の3目非常備消防費、議案書で言いますと27ページ、28ページ、こちらのほうに吉川市消防団、松伏町消防団運営事業というものがあります。備品購入費がございましたが、こちらの内容についてのご説明を求めます。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 次長兼総務課長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

平野議員の質疑に順次お答えいたします。初めに、1点目の研修事業におけますコンプライアンスについての取組、また職員に対して研修は実施されているのかについてでございますが、当消防組合といたしまして社会情勢に合わせ、都度綱紀肅正の通知を出すなど全職員に周知しております。また、職員に対する取組といたしまして、令和元年6月11日及び12日の2日間にわたり、外部講師を招き、全職員を対象としたコンプライアンス研修を開催しております。

次に、2点目の安全衛生管理事業におけます職員のメンタルヘルスの把握、向上の取組についてでございますが、当消防組合のストレスチェック制度実施規程に基づきまして、毎年9月に実施しております職員の定期健康診断日に合わせてストレスチェックを実施しております。本ストレスチェックにつきましては、職員自身のストレスの気づきを促し、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的としております。診断の結果により、高ストレスと判定された職員に対しましては、医師による面接指導の勧奨を行い、希望により面接指導を実施しております。

次に、3点目の表彰事務事業におけます令和元年度の実績についてでございますが、当消防組合の表彰規則に基づきまして、消防職員として勤続15年以上の成績優良と認められた職員4名に対して勤続賞を、また一般市町民に対しましては、自らの危険を顧みず、初期消火を実施し、火災による被害の拡大を防止した功績に対して、1名の方に感謝状を贈呈したところでございます。感謝状の授与につきましては、当消防組合のホームページに掲載し、市町民にPRをしたところでございます。

次に、4点目の通信指令管理事業、通信指令システム改修事業の内容についてでございますが、令和3年3月に予定されている吉川市中央土地区画整理事業地の仮換地処分に合わせて、大字吉川と大字平沼の一部地域の町名が新たに中央1丁目から3丁目に変更になることから、現在運用をしております高機能消防指令システムに新たな町名を追加する改修作業でございます。

最後に、5点目の非常備消防費におけます吉川市消防団、松伏町消防団運営事業備品購入費の内容についてでございますが、令和2年度当初予算の消防団運営事業におけます備品購入費の予算額につきましては、吉川市消防団が51万8,000円であり、令和2年8月に開催されます第31回埼玉県消防操法大会への出場に向け訓練を実施しており、消防操法に使用するホースや放水器具などの購入費用を計上させていただいたものでございます。今後におきましても、消防団活動の充実強化のため資機材の配備について、関係部局との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありますか。

8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 1点のみ再質疑をさせていただきます。

コンプライアンスについて、令和元年度は外部の方をお願いしまして研修を2日にわたって行っていたということですが、これは今まで毎年行っていたものなのか。それから、令和2年度のご予定がございましたら、そちらも併せてご答弁をお願いいたします。

○佐藤永子議長 黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 平野議員の再質疑にお答えいたします。

コンプライアンス研修につきましては、今年度初めて実施いたしまして、今後につきましてはこれを踏まえまして、外部講師を呼んで行うか、また職員の内部研修といたしまして行うかというこ

とは、これから検討いたしまして、実施のほうを考えていきたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○佐藤永子議長 次に、7番、増田等議員の質疑を許可いたします。

○7番 増田 等議員 7番議員の増田等でございます。議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

予算書の7ページ、8ページを御覧いただきたいと思います。歳入の部分でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、1節の常備消防費負担金15億3,556万5,000円について、両市町の常備消防負担金、それぞれ住民1人当たりどのぐらいになるかをお伺いしたいと思います。

○佐藤永子議長 7番、増田等議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 増田議員の質疑にお答えいたします。

両市町の常備消防費負担額はそれぞれ住民1人当たりどれぐらいなのかでございますが、吉川市の常備消防費負担金につきましては10億564万2,000円、松伏町につきましては5億2,992万3,000円でございます。令和2年3月現在の当該市町の人口で除算いたしますと、吉川市につきましては1万3,776円、松伏町につきましては1万8,204円が常備消防費の負担額となっております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対して再質疑ありませんか。

7番、増田等議員。

○7番 増田 等議員 再質疑をさせていただきたいと思います。

現行の負担額の算定基準、先ほど消防長のほうからご説明がございまして、地方交付税の基準財政需要額によって負担率、そして負担額が決まるというご説明がございました。この両市町の1人当たりの金額の違いが発生するその理由について、ご答弁いただけたらと思います。

○佐藤永子議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

当消防組合は消防組規約に基づきまして、基準財政需要額に基づいた算出をそれぞれ、先ほどの消防長の答弁でもありましたけれども、その算出によりましてこの金額になっているというところですので、この差につきまして、規約に基づいて行っているところでございますので、その差についての根拠といいますか、そこにつきましては規約の部分であるということでご説明させていただきます。

○佐藤永子議長 次に、4番、飯島正義議員の質疑を許可いたします。

○4番 飯島正義議員 議長の許可を頂いたので、通告書に従いまして質疑をさせていただきます。

第4号議案、資料のページで言いますと4ページ、令和2年消防職員154名について、こちらに

ついて質問させていただきます。救急出動率とありますね。平成29年が4,193件、平成30年が4,338件、令和元年が4,203件、火災の出動に関しては平成29年が39件、平成30年が41件、令和元年が49件というふうに右肩上がりが増えております。大規模災害等に関しまして、人数が160の定員数に対して154人ということで、6人足りないということになります。そういった中で危険物の立会検査とか、そういったものもあるかと思えます。果たしてこの154名の人数は実際足りているのか、その辺のことをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤永子議長 4番、飯島正義議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 飯島議員の質疑にお答えいたします。

職員154名に対して消防車の必要台数と実際の台数、充足率についてでございますが、消防におけます責任を十分に果たすために必要な車両を含む施設や人員につきましても、管轄区域内の人口などを算定基礎とする国の消防力の整備指針に基づき、消防体制の整備を図っているところでございます。

各種消防車両に係る国の基準と当消防組合の現有数との充足率でございますが、消防ポンプ自動車は基準が6台、現有数が4台で、化学車を配置している場合は基準数から減ずる規定がありまして、基準が5台、現有数が4台で80%の充足率となっております。はしご車、化学消防車、また救助工作車は、国の基準、現有数ともに1台で100%の充足率となっております。指揮車は、基準が2台、現有数が1台で50%の充足率、救急車は基準が5台、現有数が4台で80%の充足率となっております。

以上は計数的な充足率でございますが、整備指針におきましても、計数的な算定のほか、地域の特性や実情を勘案した数とする規定がありまして、当消防組合管轄の情勢を踏まえましても、車両、人員を含め、おおむね100%の充足率となっております。今後の地域の特性や実情を見通しますと、特に南分署管轄区域の人口の変化や災害状況などを勘案し、令和4年度に南分署の1隊増隊を予定しております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対して再質疑ありませんか。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 消防自動車関係の充足率についてはありがとうございます。

先ほど答弁したところで154名の人員の数、先に言ってしまったのですけれども、実は160人の定数なのですけれども、6人足りないということ。こちらについては特に問題ないのかについて再度質問したいと思います。

○佐藤永子議長 黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 再質疑にお答えいたします。

160名ということでございますが、こちらは目標値とされているところでございまして、154名体制で消防車両、救急車両を含めた出動に対しましては、十分充足されているということでございます。154名体制で今の消防業務については、特段の支障はないということでございます。

○佐藤永子議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐藤永子議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計予算は可決されました。



◎閉会の宣告

○佐藤永子議長 これで本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時31分